

# 仕 様 書

## 1. 調達件名

令和元年分の年末調整業務

## 2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の全職員（約 1,300 人）に関する年末調整にかかる各種申告書の確認及びデータ作成業務の効率化を図るとともに、適正に実施することを目的として、外部業者に委託するものである。

## 3. 業務の範囲及び内容

業務の範囲は、令和元年分の年末調整にかかる次の業務

- (1) 令和元年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の確認作業
- (2) 令和元年分給与所得者の配偶者控除等申告書の確認作業
- (3) 令和元年分給与所得者の保険料控除申告書の確認作業
- (4) 令和元年分給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の確認作業
- (5) 前職源泉徴収票及び上記（1）～（4）関連書類の確認作業
- (6) 上記（1）～（5）に関するデータ作成。なお、機構の利用者識別番号で電子ファイルを作成する。
- (7) 上記（6）のデータを光ディスク等に保存し、以下の納品期限までに機構へ提出する。
  - ① 一次納品期限：令和元年 11 月 25 日（月） 17 時まで
  - ② 最終納品期限：令和元年 12 月 5 日（木） 17 時まで

## 4. 履行期間

契約締結日～令和 2 年 1 月 31 日まで

## 5. 応札条件

- (1) 官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (3) 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に規定する税理士又は税理士法人であることとし、税理士法第 18 条の登録を受けた者を本業務に配置すること。
- (4) 業務を行う税理士のうち、税理士法第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）による懲戒処分を受けた者がいないこと。

## 6. 個人情報保護

- (1) この契約の履行に必要な委託業務の情報を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により、知り得た情報を第三者に提供してはならない。

- (2) 受託者は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの予防並びに是正に関しては、適正かつ合理的な水準での安全管理体制を維持すること。
- (3) 受託者は、個人情報に係る記録媒体を、施錠及び入退室管理の可能な保管室及び施錠できる保管庫に格納し、適正に管理すること。
- (4) 受託者は、本委託業務にかかる特定個人情報を機構の承諾なしに受託者の事業所の外へ持ち出してはならない。

## 7. 再委託の取扱い

受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を機構に報告し、承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、機構に報告の上、承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

## 8. その他

### (1) 機密保持

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、次のとおり。

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で機構が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受託者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。これは、受託期間満了後も同様とする。
- ② 受託者は、本受託業務を実施するにあたり、機構から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
  - ・複製しないこと。
  - ・用務に必要ななくなり次第、速やかに機構に返却すること。
  - ・受託業務完了後、上記①及び②に準ずること。
- ③ 受託者は、「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- ④ 機密保持の確認のため、必要に応じ受託業務の実施中の施設を立ち入り検査する。

### (2) その他留意事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、受託者は機構と十分協議して、決定すること。

## 9. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

総務部職員課

電話 03-3506-9502

Email [shokuin@pmda.go.jp](mailto:shokuin@pmda.go.jp)